

## 特集：改めて高齢化と社会保障の持続可能性を考える

老齡年金受給者の貧困リスクと公的年金の  
「部分繰下げ」受給の可能性<sup>1)</sup>

山田 篤裕\*

## 要 旨

本稿では、厚生労働省「老齡年金受給者実態調査（2017年）」の個票に基づき、(a) 繰下げ受給の決定要因、(b) 潜在的に繰下げ受給可能な高齢者の割合、(c) 就労収入途絶に伴う貧困リスクを繰下げ受給によりどれほど回避できるか検討した。明らかになった点は主に3つある。第一に、就労機会や取り崩せる貯蓄額に恵まれた人々ほど繰下げ受給を選択しやすい。第二に、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について、部分的にでも繰下げ可能と仮定した場合、65-79歳の4~6割は繰下げ可能である。第三に、本人か配偶者に就労収入がある高齢者は65-79歳の老齡年金受給者の約半数を占め、その中、就労収入途絶に伴う貧困リスクがあるのは1割程である。こうした就労収入途絶に伴う貧困リスクがある人々の中、65歳以降、部分的にでも繰下げていたならば、2~3割が貧困リスクを回避可能であった。

キーワード：老齡年金，繰下げ受給，貧困，高齢者就業，就労収入

社会保障研究 2022, vol. 7, no. 1, pp. 39-53.

## I はじめに

高齢期における相対的貧困率は長期的に低下傾向にあるが、男女とも65歳以降の年齢階級で貧困リスクが高くなる傾向に変化はない〔阿部(2021), pp.4-5〕。子どもによる高齢の親にたいする私的扶養機能は将来的にほとんど期待できないにもかかわらず、マクロ経済スライド発動により私的扶養が機能していた時代の水準まで公的年金額は低下するため、急速な高齢者の貧困率上昇も

予想されている〔稲垣(2015), p.39〕。私的年金については、現役低所得層の加入状況や、その将来的給付水準等、評価に十分なデータが整備されておらず、どれほど私的扶養機能や公的年金の所得保障機能の低下を補完できるか管見の限り不明である。

そこで注目されるのが、公的年金の受給開始年齢を個人の選択により65歳以降に遅らせる「繰下げ」受給で公的年金額を増額する方法である。現行制度では1か月単位で繰下げ可能であり、1か月繰下げる毎に0.7%が増額され、最大70歳まで繰

<sup>1)</sup> 本研究は、2021年度厚生労働行政推進調査事業補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究（代表者：山田篤裕）」の一環として実施された。本稿で使用した厚生労働省「老齡年金受給者実態調査（2017年）」調査票情報は、その一環として統計法に基づき利用が許可されたものである。

\* 慶應義塾大学経済学部 教授

下げると65歳で受給した場合と比べ公的年金を42%増額できる。また2022年4月から繰下げ上限年齢が引上げられ、最長75歳まで繰下げると最大84%まで公的年金を増額できる〔日本年金機構(2022)〕。

繰下げ受給を選択しているのは2020年度時点で1%程に過ぎない〔厚生労働省年金局(2021), p.18, 27〕が、繰下げ受給を個人が選択できる環境も整ってきている。本特集論文でも示されているように、わが国の65歳以上の健康寿命は伸び〔大内論文, 別府論文〕, また就業率は従前より先進国の中でも高いが、近年さらに上昇している<sup>2)</sup>〔総務省(2021), pp.7-10〕。こうした中、個人の選択で就業を継続することで、繰下げ受給を可能にし、公的年金額を増やすことは、貧困リスク回避のための一つの方法と考えられる。実際、2029年度以降の実質経済成長率が0%でも、団塊ジュニアである1974年度生まれでは66歳7か月まで継続就労し繰下げれば、また1999年度生まれでも68歳9か月まで継続就労し繰下げれば、現行の所得代替率61.7%を維持することは可能と政府は推計している〔厚生労働省(2019a), pp.7-11〕。

しかし就労継続と繰下げ受給の組み合わせにより、マクロで現行水準の所得代替率を平均的に維持できたとして、個人レベルでみた場合、繰下げ受給により高齢期の貧困リスクをどれほど回避できるのかは、明らかでない。そこで本稿では、厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」の個票に基づき、まず(a)繰下げ受給の決定要因を明らかにした上、(b)潜在的に繰下げ受給可能な高齢者の割合、(c)繰下げ受給により就労収入途絶に伴う貧困リスクをどれほど回避できるか明らかにすることを目的とする。

本稿の構成は以下の通りである。次節で年金支給開始年齢に関する先行研究と制度的要因について概観する。III節でデータおよび分析枠組を説明した上で、IV節で推計結果とその解釈について述べる。V節では本稿の知見をまとめ、若干の政策

含意と残された課題を挙げる。

本稿の知見を先取りすれば、主に3点ある。第一に、就労機会や取り崩せる貯蓄額に恵まれた人々ほど繰下げ受給を選択しやすい。第二に、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について、部分的にでも繰下げ可能と仮定した場合、65-79歳の4~6割が繰下げ可能である。第三に、本人か配偶者に就労収入がある高齢者は65-79歳の老齢年金受給者の約半数を占め、その中、就労収入途絶に伴う貧困リスクがあるのは1割程である。こうした就労収入途絶に伴う貧困リスクがある人々の中、65歳以降、部分的にでも繰下げしていたならば、2~3割が貧困リスクを回避可能であった。

## II 先行研究

公的年金の受給開始年齢選択に関する多くの研究は受給開始年齢が早くなる(日本の場合には主に繰上げ)要因に焦点を当てている。それらの先行研究を概観すると、流動性制約、健康状態、将来に対する認知という主に3つの要因が確認されている。

流動性制約に関し、例えば期待される就労収入の低さ〔Burkhauser(1979)〕, 就労収入額・私的年金額の低さ〔Burkhauser(1980)〕, 所得の低さ〔駒村(2009)〕, 定年等離職後の失業経験〔山田(2012); 山田(2020)〕, 資産額の低さ〔Coile et al.(2002); Shimizutani & Oshio(2016)〕は受給開始年齢を早める(日本の場合、繰上げ受給する)ことが確認されている。

健康状態に関し、例えば地域レベルでの平均寿命が長い〔駒村(2007)〕, 予測寿命が長い〔Coile et al.(2002); Hurd et al.(2004); 駒村(2009)〕と受給開始年齢は遅くなり(日本の場合、繰上げ受給しない、あるいは繰下げ受給し)、逆に予測寿命が短かったり〔厚生省(1998)〕, 主観的健康感が悪い〔山田(2020)〕と受給開始年齢が早くなる(繰上げ受給する)ことが確認されている。日本

<sup>2)</sup> 就業率は2020年時点において65-69歳男性で60%、女性では40%(10年前と比較し男女とも13%ポイント増)、70歳以上男性で25%、女性では12%(10年前と比較し各々6%ポイント増、3%ポイント増)となっている〔総務省(2021), p.7〕。

の失権率に関する行政データも、「(男女とも)老齢基礎年金の繰上げ支給を選択している者の死亡率が、他制度の老齢年金受給者の死亡率よりも高い」〔社会保障審議会年金数理部会(2016), p.50〕ことを示しており、現に寿命が短い人々の受給開始年齢は早い(繰上げ受給する)。

予測寿命以外の、将来に対する認知に関しては、例えば主観的時間割引率の高さ〔Gustman & Steinmeier (2005); 駒村(2009); Shimizutani & Oshio (2016)〕, それ以外のさまざまな行動経済学的な認知の歪み〔Brown et al. (2016); Guo et al. (2020)〕により受給開始が早まることも確認されている。

ただし冒頭でも述べたように、日本の繰下げ受給率は2020年時点でも1%程であり、国民年金の繰上げ受給率12%〔厚生労働省(2019a), p.27〕と比較して、繰下げ受給率は低い。この繰下げ受給率の低さについては上記の要因とは別に以下の3つの制度的要因が指摘されている〔厚生労働省(2019b), p.14〕。

- ・現時点では65歳前に特別支給の老齢厚生年金が支給されており、これを繰下げ受給することはできない。そのため、現時点で老齢厚生年金の受給権者が繰下げするには、すでに受給開始した老齢厚生年金を65歳到達後に受給を止めた上で繰下げのための手続きをしなければならない。
- ・65歳未満の被扶養の配偶者がいる場合、老齢厚生年金を繰下げると繰下げ期間中は加給年金を受給できなくなり、また65歳以降も加給年金の対象となる被扶養の配偶者がいる場合、老齢基礎年金を繰下げると、繰下げ期間中は振替加算が支給されなくなる。
- ・65歳以降も就労しており、老齢厚生年金も受給している場合、在職老齢年金制度の対象となり支給停止されてしまった年金相当分は繰下げによる増額の対象とならない。

冒頭でも述べたように、繰下げ受給はマクロ経済スライドにより低下する公的年金給付水準を、個人の選択により改善できる注目すべき方法である。しかし、現実に1%程と繰下げ受給率が低迷している理由は何であろうか。そもそも潜在的に

繰下げ可能な高齢者自体、限られているのか。また繰下げ受給できたとしても、果たしてそれで高齢者の貧困リスクは回避できるのか。

本稿ではこれらの疑問に答えるため(a)繰下げ受給の決定要因を明らかにした上、(b)潜在的に繰下げ受給可能な高齢者の割合、(c)繰下げ受給により稼得収入途絶に伴う貧困リスクを高齢者がどれほど回避できるかを明らかにし、数少ない日本の繰下げ受給に関する知見〔駒村(2009); 山田(2012); 山田(2020)等〕に、新たな知見を加えることを目的とする。

### Ⅲ データおよび分析枠組

#### 1 使用データおよび分析対象サンプル

分析には最新の厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報(個票)を用いる。以下、厚生労働省(2019c)に基づき当該データの概要と本稿の目的に有用であると考えられる3つの特長を挙げる。

「老齢年金受給者実態調査」は厚生労働省年金局数理課が実施している一般統計であり、「年金制度基礎調査」の一つである。当該調査は日本年金機構が支給する老齢年金の受給者を対象とし、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかとらえることを目的とし、郵送で行われている。最新の2017年調査では有効回答率は66%で、有効回答となったサンプルは3万6千程である。

2017年調査の第一の特長は、繰下げ受給者が識別可能になったことである。有効回答サンプルには繰下げ受給者400人以上が含まれ〔厚生労働省(2019c), 第26・27表〕, 分析に十分な規模のサンプル・サイズを確保できる。第二に2017年8月1日から年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されたが、この10年資格期間短縮該当の老齢年金受給者が識別可能になったことである。調査時点での65歳以上老齢年金受給者に占める10年資格期間短縮該当者は1.1%とはいえ、生活保護を受給していた高齢者の3割が、この改正により年金受給資格を得ており、この制度改正が貧困リスク回避

に与えた影響は大きかった〔山田 (2021)〕。こうした貧困リスクの高い10年資格期間短縮該当者についても、繰下げ受給の可能性や、繰下げによる貧困リスク削減効果を別途分析することが可能である。こうした特長以外に、以前までの調査と同様、日本年金機構の業務データに基づき年金に関する調査項目について補正されており、例えば老齢年金額が精確にとらえられる。

本稿の分析では、その他制度の影響を除くため生活保護受給者を集計対象サンプルから除き、また繰下げ受給の分析であるため65歳以上を集計対象サンプルとする。なお生活保護を受給している老齢年金受給者の特徴については、同データを用い、すでに山田 (2018) で分析されている。また、10年資格期間短縮該当者には、繰下げ受給者が含まれなかったため、繰下げ受給の決定要因の分析については25年以上資格期間該当者に限定している。ただし、繰下げ受給可能性に関する分析については10年資格期間短縮該当者を含む。

分析に必要な変数が欠損であるサンプルを除外すると、集計対象となるサンプルは合計で2万5千ほどになる。各変数の記述統計は本稿末の附表に示してある。なお附表以外のクロス集計等は、すべて母集団分布を反映するようサンプルの層別抽出率で重みづけを行ったものである。

## 2 分析枠組

先に述べたように本稿の目的は3つあり、(a) 繰下げ受給の決定要因を明らかにした上、(b) 潜在的に繰下げ受給可能な高齢者の割合、(c) 繰下げ受給により稼得収入途絶に伴う貧困リスクを高齢者がどれほど回避できるかを明らかにすることである。

### (1) 繰下げ受給の決定要因

第一の繰下げ受給の決定要因についての分析では下式をProbitモデルで推計する。 $i$ は各個人を示す添え字である。 $Y_i$ は繰下げ受給をしている場合を1、繰下げ受給していない場合を0とする二値変数である。 $F$ は正規分布関数を表す。

$$Pr(Y_i = 1) = F(\alpha + \beta_1 \cdot Institution_i + \beta_2 \cdot Health_i + \beta_3 \cdot Liquidity_i + \gamma \cdot Z_i + u_i)$$

$Institution_i$ は繰下げ受給に関する制度的要因を表すと考えられる変数群であり、配偶状況、夫婦の年齢関係、厚生年金・共済年金受給の有無、1941年度以降生まれかどうかを変数として含まれる。有配偶者と比較し、単身であれば、また夫より妻の年齢が高ければ、加給年金等の影響を受けにくく、厚生年金・共済年金受給の有無がなければ特別支給や在職老齢年金の影響を受けないため、繰下げ受給しやすい可能性がある。また1999年の年金改正により1941年度以降生まれでは平均寿命の伸び、予定利回りの低下、スライド率の変更等を反映させ、70歳まで繰下げた場合の増額率を88%から42%に改定したため、繰下げるインセンティブは弱まった可能性がある。もっとも同改正により1か月単位でより細かく繰下げ期間を選択できるようにもなったことにより、繰下げるインセンティブを強めた可能性もある。

$Health_i$ は健康要因を表すと考えられる変数である。使用データには一般的な5段階の健康の主観的評価に関する変数が含まれていない。このため、本稿の分析では、病気・高齢等のため働くことができない、と回答している場合を1、そうでない場合を0と置く変数で代理する。働くことができない、という意味では次に説明する流動性制約を表す変数としての側面ももつことに留意が必要である。

$Liquidity_i$ は流動性制約要因を表すと考えられる変数群であり、就労の有無、貯蓄額、持ち家の有無である。なお貯蓄額の不詳者は分析対象サンプルの1割前後を占める(附表参照)ため、別途、不詳に該当する場合を1、貯蓄額が記載されている場合を0とするダミー変数も用いた。また、就労所得がある場合、貯蓄額が多い場合、持ち家がある場合、公的年金に多くを頼る必要性が少ないため、繰下げしやすい可能性がある。

$Z_i$ は個人属性を統御するための変数群で、年齢及びその二乗項、配偶者以外の同居世帯員の有無である。なおデータ制約として、現在、実際に繰

下げ中で、老齢年金を受給していない人々は観測できず、繰り下げが終わり老齢年金を受給している人々のみ繰下げ受給者として観測できる。つまり年齢が相対的に低い場合は、繰下げ受給者は観測されにくいいため、それを統御するための変数でもある。より年齢が高いサンプルほど、繰下げ受給が観測されやすいと考えられる。

$u_i$ は誤差項である。

## (2) 潜在的な公的年金繰下げ可能性の定義

第二の分析における潜在的に繰下げ受給可能な高齢者とは、本人および配偶者（無配偶の場合は本人のみ）の収入について以下の条件を満たす場合と定義する。

### 公的年金以外の過去1年間の収入

$$\geq 1 \text{カ月当たりの平均の支出額} \times 12 \text{か月}$$

「公的年金以外の収入」とは、働いて得た収入、企業年金・個人年金から支給される年金、家賃収入・利子・配当・仕送り等その他の収入の合計額である。公的年金は日本年金機構から支給される年金および国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団から支給される年金、恩給を指す。支出については、乗用車・住宅を購入したなどの臨時的な高額支出については除くことになっている。また支出の単位は月額であるため年額である収入に合わせ12倍している。収入・支出とも本人および配偶者（無配偶の場合は本人のみ）のものであり、ほかの世帯員のものとは含まれない。

繰下げ受給可能な高齢者は、4分の1、2分の1、4分の3、全額の4段階で、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について、その範囲内で公的年金を部分的にでも繰下げ可能であると仮定する。

## (3) 繰下げ受給による稼得収入途絶に伴う貧困リスク回避可能性の定義

第三の分析では、まず就労収入途絶に伴う仮想的な貧困を、本人および配偶者（無配偶の場合は本人のみ）の収入について以下の条件を満たす場合として定義する。

### 働いて得た収入以外の過去1年間の収入

#### < 生活扶助基準

生活扶助基準には最も高い1級地1を用い、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。「働いて得た収入以外の収入」とは、公的年金、企業年金・個人年金から支給される年金、家賃収入・利子・配当・仕送り等その他の収入の合計額である。

また貧困リスク回避可能性は、就労収入途絶に伴う貧困脱出に最低必要な繰下げ年数で定義する。具体的には下式のように、上記貧困にある人々を対象として、就労収入が途絶した場合の収入と生活扶助基準との差額が繰下げ可能年金額の何倍であるか計算した上、さらに繰下げ増額の年率（ $0.7\% \times 12$ ）である $8.4\%$ （ $=0.084$ ）で割ることにより算出する。

繰下げ必要年数＝

$$\left( \frac{\text{生活扶助基準} - \text{働いて得た収入以外の過去1年間の収入}}{\text{繰下げ可能年金額}} \right) \div 8.4\%$$

## IV 結果および解釈

### (1) 繰下げ受給の決定要因

実際の繰下げ受給の決定要因について、男女別、厚生・共済年金の有無別に各変数の限界効果を示したのが表1である。使用データの分析対象サンプルに含まれる繰下げ受給者は男性で $1.8\%$ 、女性で $1.3\%$ 〔附表〕<sup>3)</sup>なので、各変数の限界効果がたとえ $1\%$ 程度であっても、相対的に大きい値と

<sup>3)</sup> 附表の繰下げ受給率はウェイトをかけていない値であるため、公表値と一致しないことに留意が必要である。

表1 繰下げ受給の決定要因 (限界効果)

	男性					
	計		厚生・共済年金なし		厚生・共済年金あり	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
年齢	0.0293*** (0.00474)	0.0299*** (0.00478)	0.0109 (0.0283)	0.0110 (0.0284)	0.0324*** (0.00557)	0.0331*** (0.00560)
年齢二乗÷100	-0.0191*** (0.00313)	-0.0194*** (0.00315)	-0.00744 (0.0171)	-0.00752 (0.0172)	-0.0213*** (0.00373)	-0.0216*** (0.00374)
配偶者以外の同居世帯員あり	0.000988 (0.00238)	0.000716 (0.00237)	-0.0377* (0.0182)	-0.0379* (0.0183)	0.00237 (0.00239)	0.00211 (0.00237)
配偶状況：未婚	0.0176*** (0.00508)	0.0185*** (0.00512)	0.0358 (0.0381)	0.0371 (0.0374)	0.0169*** (0.00510)	0.0178*** (0.00514)
死別	0.00258 (0.00396)	0.00303 (0.00396)	-0.00223 (0.0254)	-0.00159 (0.0247)	0.00297 (0.00402)	0.00341 (0.00402)
離別	0.0153** (0.00511)	0.0158** (0.00510)	<i>omitted</i>	<i>omitted</i>	0.0157** (0.00509)	0.0162** (0.00508)
夫より妻の年齢高い	0.00196 (0.00427)	0.00211 (0.00427)	<i>omitted</i>	<i>omitted</i>	0.00327 (0.00421)	0.00338 (0.00421)
厚生・共済年金受給	-0.00701 (0.00432)	-0.00607 (0.00436)	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>
1941年度以降生まれ	-0.00780* (0.00391)	-0.00765 + (0.00392)	-0.0617* (0.0300)	-0.0620* (0.0298)	-0.00778 + (0.00407)	-0.00760 + (0.00407)
病気・高齢等による就労不能	-0.00933*** (0.00263)	-0.00743** (0.00284)	-0.0144 (0.0171)	-0.0118 (0.0214)	-0.00920*** (0.00266)	-0.00738* (0.00287)
就労中		0.00490 + (0.00273)		0.00454 (0.0189)		0.00483 + (0.00276)
貯蓄：なし	-0.0241*** (0.00719)	-0.0241*** (0.00720)	<i>omitted</i>	<i>omitted</i>	-0.0229** (0.00716)	-0.0230** (0.00717)
100万円未満	-0.0153** (0.00532)	-0.0156** (0.00533)	-0.0306 (0.0399)	-0.0293 (0.0392)	-0.0149** (0.00534)	-0.0153** (0.00534)
100～300万円未満	-0.0146** (0.00508)	-0.0148** (0.00508)	<i>omitted</i>	<i>omitted</i>	-0.0132** (0.00504)	-0.0134** (0.00504)
300～500万円未満	-0.0171** (0.00585)	-0.0173** (0.00585)	-0.0255 (0.0392)	-0.0251 (0.0393)	-0.0167** (0.00589)	-0.0169** (0.00589)
700～1000万円未満	-0.00466 (0.00534)	-0.00474 (0.00534)	0.0426 (0.0351)	0.0426 (0.0351)	-0.00733 (0.00552)	-0.00741 (0.00551)
1000～1500万円未満	0.000668 (0.00510)	0.000634 (0.00510)	0.00828 (0.0348)	0.00878 (0.0349)	0.000499 (0.00513)	0.000428 (0.00513)
1500万円以上	0.00251 (0.00436)	0.00264 (0.00437)	0.0121 (0.0323)	0.0126 (0.0321)	0.00252 (0.00435)	0.00262 (0.00436)
不詳	-0.00714 (0.00550)	-0.00693 (0.00551)	0.0282 (0.0329)	0.0291 (0.0341)	-0.0103 + (0.00576)	-0.0101 + (0.00577)
持ち家	-0.00459 (0.00340)	-0.00436 (0.00339)	0.0296 (0.0247)	0.0302 (0.0247)	-0.00554 (0.00345)	-0.00532 (0.00344)
N	13,049	13,049	504	504	12,295	12,295
Pseudo R2	0.0588	0.0602	0.144	0.145	0.0603	0.0617

注：\*\*\* p<0.001, \*\* p<0.01, \* p<0.05, + p<0.1。数値は限界効果、括弧内は標準誤差を示す。基準カテゴリーは、配偶状況については有配偶者、貯蓄額については500～700万円未満である。男性の厚生・共済なしの推計式(3)、(4)で「omitted」と示されている変数は、繰下げ受給の有無を完全に予測するため、推計から除外されている。10年資格期間短縮該当サンプルは、繰下げ受給者を含まないため、推計は25年以上資格期間該当サンプルに限定した。生活保護受給サンプルについても推計から除外した。

出典：厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者推計。

表1 繰下げ受給の決定要因（限界効果，つづき）

	女性					
	計		厚生・共済年金なし		厚生・共済年金あり	
	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
年齢	0.0150*** (0.00301)	0.0158*** (0.00306)	0.0157+ (0.00814)	0.0161* (0.00800)	0.0162*** (0.00348)	0.0170*** (0.00354)
年齢二乗÷100	-0.00966*** (0.00193)	-0.0101*** (0.00196)	-0.0101* (0.00500)	-0.0103* (0.00492)	-0.0105*** (0.00227)	-0.0109*** (0.00230)
配偶者以外の同居世帯員あり	-0.00286 (0.00196)	-0.00311 (0.00196)	-0.000892 (0.00484)	-0.00109 (0.00493)	-0.00338 (0.00210)	-0.00360+ (0.00209)
配偶状況：未婚	0.0157*** (0.00369)	0.0162*** (0.00369)	0.0258* (0.0114)	0.0259* (0.0114)	0.0133*** (0.00376)	0.0140*** (0.00377)
死別	-0.00248 (0.00254)	-0.00241 (0.00253)	0.0117+ (0.00647)	0.0116+ (0.00645)	-0.00478+ (0.00264)	-0.00464+ (0.00262)
離別	0.0183*** (0.00329)	0.0177*** (0.00329)	0.0258* (0.0104)	0.0256* (0.0104)	0.0171*** (0.00338)	0.0164*** (0.00338)
夫より妻の年齢高い	0.00481 (0.00335)	0.00459 (0.00335)	0.00979 (0.00790)	0.00953 (0.00780)	0.00303 (0.00362)	0.00288 (0.00362)
厚生・共済年金受給	-0.00122 (0.00252)	-0.00101 (0.00252)	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>
1941年度以降生まれ	-0.00517 (0.00330)	-0.00527 (0.00329)	-0.00836 (0.00854)	-0.00820 (0.00851)	-0.00516 (0.00360)	-0.00534 (0.00360)
病気・高齢等による就労不能	-0.00369+ (0.00195)	-0.00163 (0.00212)	-0.00136 (0.00461)	-0.000317 (0.00512)	-0.00437* (0.00216)	-0.00213 (0.00232)
就労中		0.00748** (0.00246)		0.00390 (0.00683)		0.00799** (0.00262)
貯蓄：なし	-0.0107+ (0.00623)	-0.0107+ (0.00624)	-0.0122 (0.0175)	-0.0120 (0.0173)	-0.0107 (0.00661)	-0.0107 (0.00662)
100万円未満	-0.00371 (0.00508)	-0.00417 (0.00507)	-0.0123 (0.0174)	-0.0123 (0.0174)	-0.00286 (0.00524)	-0.00340 (0.00523)
100～300万円未満	0.000597 (0.00459)	0.000527 (0.00459)	-0.00170 (0.0146)	-0.00159 (0.0145)	0.000788 (0.00477)	0.000661 (0.00478)
300～500万円未満	0.00498 (0.00468)	0.00463 (0.00467)	0.0144 (0.0147)	0.0144 (0.0147)	0.00302 (0.00492)	0.00256 (0.00491)
700～1000万円未満	0.00921* (0.00468)	0.00909+ (0.00468)	0.0179 (0.0146)	0.0179 (0.0146)	0.00702 (0.00493)	0.00693 (0.00494)
1000～1500万円未満	0.00954* (0.00482)	0.00965* (0.00482)	0.0159 (0.0153)	0.0160 (0.0152)	0.00863+ (0.00504)	0.00869+ (0.00506)
1500万円以上	0.00921* (0.00433)	0.00915* (0.00432)	0.0131 (0.0145)	0.0133 (0.0144)	0.00862+ (0.00447)	0.00849+ (0.00447)
不詳	0.00345 (0.00469)	0.00375 (0.00469)	0.0141 (0.0143)	0.0144 (0.0141)	0.000222 (0.00506)	0.000493 (0.00507)
持ち家	-0.000835 (0.00247)	-0.000686 (0.00246)	-0.0141* (0.00599)	-0.0142* (0.00597)	0.00199 (0.00274)	0.00222 (0.00274)
<i>N</i>	15,382	15,382	2,501	2,501	12,881	12,881
Pseudo R2	0.0604	0.0646	0.103	0.104	0.0647	0.0700

解釈できる。推計結果については、5%水準以下で統計的に有意な変数に注目する。

制度的要因 (*Institution<sub>i</sub>*) については、まず男女とも有配偶者と比較して未婚・離別であると1.5~1.9%繰下げ受給率が高い。同じ無配偶者である死別については5%水準では有意ではない<sup>4)</sup>。また男性の厚生・共済年金なしでは未婚は有意ではなく、厚生・共済年金ありで有意となっている。

夫婦の年齢関係(夫より妻の年齢が高い)については、いずれの推計式でも有意ではない。

このことから、配偶者に対する加給年金等が繰下げ受給を抑制する影響はさほど明確ではない。例えば加給年金等以外にも、配偶者(あるいは配偶者以外の同居世帯員)がいないことで、自分だけの家計の将来見通しに沿って、より自由に繰下げ受給を選択しやすい、という解釈もありうる。

繰下げ増額率が引下げられた1941年度以降生まれコーホートでは、男性の厚生・共済年金なしで有意であり、0.6%から0.8%ほど繰下げ受給率が低い。

厳密な因果推論ではないが、増額率引下げの影響があった可能性を指摘できる。

健康要因 (*Health<sub>i</sub>*) については、病気・高齢等により就労不能であると、男女とも厚生・共済年金ありで0.4から0.9%ほど繰下げ受給率が低い。予測寿命が短いため繰下げを選択しないと解釈できる。ただし、女性では流動性制約要因の一つと考えられる就労中という変数を加えると(推計式12)、当該変数は有意である一方、病気・高齢等により就労不能という変数は有意でなくなる。

流動性制約要因 (*Liquidity<sub>i</sub>*) については、女性就労者で厚生・共済年金ありの場合0.8%繰下げ受給率が高い。

また貯蓄額については、500~700万円未満と比較し、男性で0(なし)だと2.3から2.4%ほど繰下げ受給率は低く、500万円未満でも1.3から1.7%繰下げ受給率は低い。女性については、700万円以上で0.9から1.0%ほど繰下げ受給率が高い。

就労機会や取り崩せる貯蓄額に恵まれた人々ほ

ど繰下げ受給を選択しやすいと解釈できる。

ただし持ち家については、男性は繰下げ受給確率に有意でなく、予想に反し、女性では厚生・共済年金なしで持ち家だと繰下げ受給率が1.4%低い。

## (2) 公的年金の潜在的な繰下げ可能性

本人と配偶者(無配偶の場合は本人のみ)の公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分については、公的年金を4分の1、2分の1、4分の3、全額の4段階で部分的にでも繰下げ可能であると仮定した場合の分布を25年以上資格期間該当者と10年資格期間短縮該当者(以下、各々「25年以上」と「10年短縮」と略す)に分けて示したのが図1である。

部分繰下げを含め繰下げ可能なのは65-69歳では6割、70-74歳で5割、75-79歳で4~5割を占め、年齢階級が高いほど、その割合は低い。いずれの年齢階級も4分の1繰下げ可能者が2割を占める。また全額繰下げ可能であるのは65-69歳が最も高く男女とも2割前後、75-79歳でも男女とも1割前後が全額繰下げ可能であり、現実の繰下げ割合よりも一桁高い。

10年短縮では、25年以上より、年齢階級による分布の差は小さい。10年短縮では繰下げ困難の割合はいずれの年齢階級も6割前後である。また全額繰下げ可能であるのは男女ともいずれの年齢階級でもほぼ2割前後となっている。

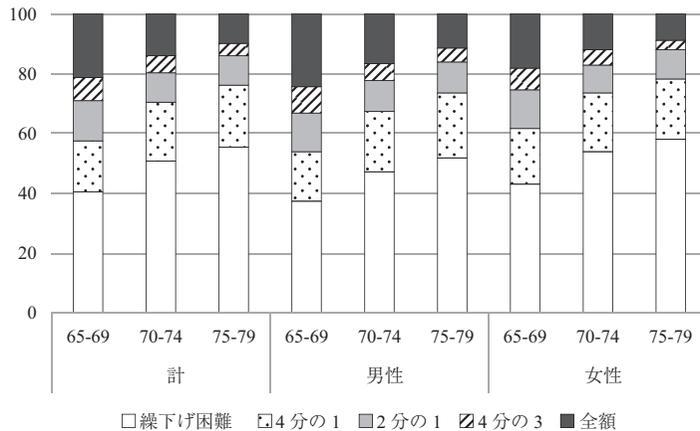
現時点では実際の繰下げ受給者は1%程と少ないが、部分的にでも繰下げ可能な人々まで含めると、かなり多くの人々が繰下げ受給可能であるといえる。

## (3) 就労収入途絶に伴う貧困リスクの繰下げ受給による回避可能性

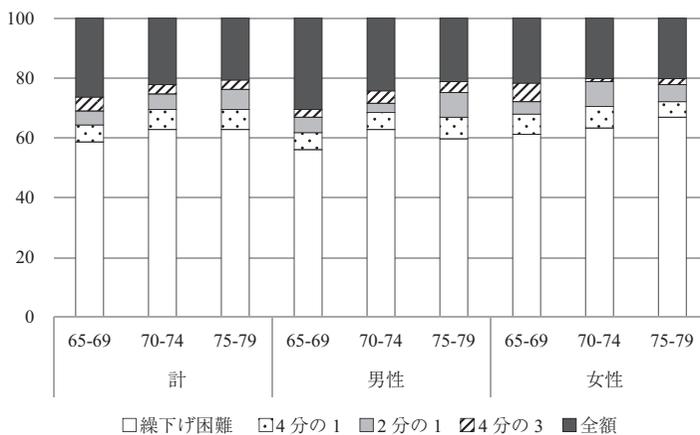
ただし繰下げ受給可能者が多くても、それで貧困リスクを回避できるかどうかは別問題である。そこで、まずは就労収入がなくなった場合、貧困に陥る人々がどれほど多いか把握した上、繰下げ

<sup>4)</sup> 10%有意水準までみれば、死別は有配偶者と比較して、女性の厚生・共済年金なし(基礎のみ)で1.2%繰下げ受給率が高い一方、厚生・共済年金ありでは、0.5%繰下げ受給率は低くなっており、正負の符号は逆転している。

(a) 25年以上の資格期間



(b) 10年資格期間短縮



注：サンプル抽出率に基づき母集団を反映するようウェイト調整済。集計対象から生活保護受給者を除く。繰下げ受給可能な高齢者は、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について4分の1、2分の1、4分の3、全額の4段階で、公的年金を繰下げ可能と仮定している。

出典：厚生労働省「老齢年金受給者実態調査（2017年）」調査票情報に基づき筆者推計。

図1 公的年金の部分繰下げ受給の可能性

受給による貧困リスク回避可能性を確認する。

① 就労収入途絶に伴う貧困リスク

本人あるいは配偶者（無配偶の場合は本人）に就労収入がある65歳以上の高齢者について、就労収入が仮に途絶したとしても貧困に陥らない（ア）非就労でも非貧困、就労収入が仮に途絶した

場合には貧困に陥る（イ）非就労なら貧困化、今後就労収入があっても貧困のままである（ウ）就労継続でも貧困に3分類して、その構成比を受給資格期間別に示したのが表2である<sup>5)</sup>。

本人あるいは配偶者（無配偶の場合は本人）に就労収入がある65歳以上の高齢者の中、（ア）非就

<sup>5)</sup> 本人あるいは配偶者（無配偶の場合は本人）に就労収入がある高齢者の比率は、25年以上では65-69歳で61%、70-74歳で41%、75-79歳で26%、10年短縮では65-69歳で59%、70-74歳で46%、75-79歳で36%である。

表2 就労収入途絶による高齢期の貧困リスク（生活保護1級地1基準、%）

		計			男性			女性		
		65-69	70-74	75-79	65-69	70-74	75-79	65-69	70-74	75-79
25年以上 資格期間	〔ア〕 非就労でも非貧困	88	92	89	88	94	94	88	90	86
	〔イ〕 非就労なら貧困化	8	4	3	8	4	3	7	4	3
	〔ウ〕 就労継続でも貧困	4	5	8	3	3	3	5	6	11
計 (%)		100	100	100	100	100	100	100	100	100
10年資格 期間短縮	〔ア〕 非就労でも非貧困	14	19	22	11	15	18	18	23	26
	〔イ〕 非就労なら貧困化	56	42	31	64	49	38	48	34	25
	〔ウ〕 就労継続でも貧困	29	39	47	25	36	44	35	42	49
計 (%)		100	100	100	100	100	100	100	100	100

注：サンプル抽出率に基づき母集団を反映するようウェイト調整済。集計対象は、本人あるいは配偶者に昨年1年間に就労収入があった老齢年金受給者。生活保護受給者を除く。貧困は就労収入がない場合の夫婦（無配偶の場合は本人）所得が生活扶助基準（1級地1）未満かどうかで判断。生活扶助基準には、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。

出典：厚生労働省「老齢年金受給者実態調査（2017年）」調査票情報に基づき筆者推計。

労でも非貧困は、25年以上では男女とも9割前後を占めるのに対し、10年短縮では男性では1～2割、女性でも2～3割を占めるに過ぎない。（イ）非就労なら貧困化については、25年以上では男女とも3～8%、10年短縮では男性で4～6割、女性で3～5割を占め、年齢階級が高いほど割合が低い。（ウ）就労継続でも貧困は、25年以上では男性で3%、女性では5～11%、10年短縮では男性で3～4割、女性で4～5割を占め、こちらも25年以上男性を除き、年齢階級が高いほどその割合は高い。

就労継続と繰下げにより、貧困リスクを回避可能なのは（イ）非就労なら貧困化と（ウ）就労継続でも貧困の合計であり、男女計でみると、本人あるいは配偶者（無配偶の場合は本人）に就労収入がある65歳以上の高齢者の中、25年以上では1割前後である一方、10年短縮では8～9割も占める。

## ② 貧困リスク者の潜在的な公的年金の繰下げ可能性

図1と同じく、就労収入途絶に伴う貧困リスクがある場合（表2のカテゴリー〔イ〕と〔ウ〕の合計）、本人と配偶者（無配偶の場合は本人のみ）の公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分については、公的年金を4分の1、2分の1、4分の3、全額の4段階で部分的にでも繰下げ可能な人々の割合を25年以上と10年短縮に分けて示したのが図2である。

部分的にでも繰下げが可能なのは65-69歳では5

割、70-74歳で4割、75-79歳で3割を占める。年齢階級が高いほど、その割合は低い。全額繰下げ可能であるのは65-69歳で最も高く4割が、75-79歳でも1割が全額繰下げ可能である。

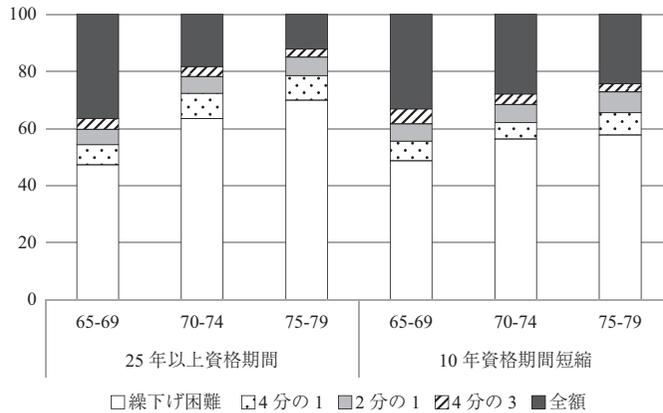
10年短縮では、繰下げ困難の割合はいずれの年齢階級も5～6割である。また全額繰下げ可能であるのは3割前後となっている。

## ③ 繰下げ受給による貧困リスク回避可能性

さらに就労収入途絶に伴う貧困リスクがあり、かつ部分的にでも繰下げ可能な場合、何年間繰下げれば貧困リスクを回避できる（貧困リスクに陥らない）のか、25年以上、10年短縮の別に年齢階級ごとに示したのが図3である。

年金支給開始年齢である65歳を起点として、休職期間がないとすれば65-69歳、70-74歳、75-79歳はすでに1-5年未満、5-10年未満、10-15年未満、就労収入があったことになる。ただし、2022年4月からの新制度でも75-79歳については、10-15年未満の間、就労収入があったとしても、繰下げ可能なのは75歳までの10年未満ということになる。そこで65-69歳については、5年未満の構成比率、70-74歳と75-79歳については10年未満の構成比率に注目する。

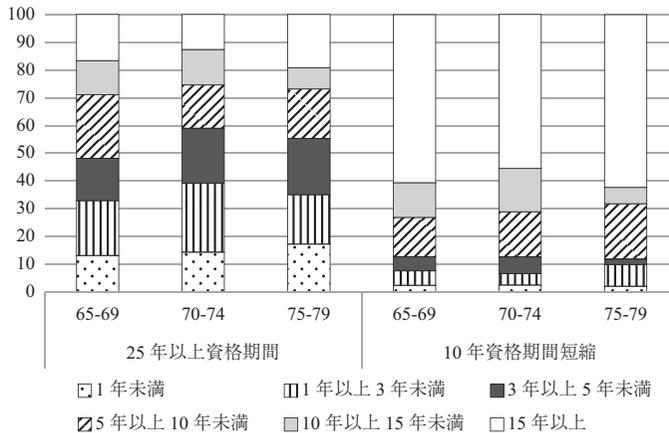
25年以上では、就労収入途絶に伴う貧困リスクがあり、かつ繰下げ可能な65-69歳の5割（5年未満計）、70-74歳の7割（10年未満計）、同じく75-79歳の7割（10年未満計）が繰下げ受給をしていたら、就労収入途絶に伴う貧困リスクを回避可能であ



注：サンプル抽出率に基づき母集団を反映するようウェイト調整済。集計対象は、表2におけるカテゴリー〔イ〕および〔ウ〕。公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について4分の1、2分の1、4分の3、全額の4段階で、公的年金を繰下げ可能と仮定している。

出典：厚生労働省「高齢年金受給者実態調査（2017年）」調査票情報に基づき筆者推計。

図2 就労収入途絶による貧困リスク者の公的年金の繰下げ受給可能性



注：サンプル抽出率に基づき母集団を反映するようウェイト調整済。集計対象は、表2におけるカテゴリー〔イ〕および〔ウ〕。生活保護受給者を除く。公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について4分の1、2分の1、4分の3、全額の4段階で、公的年金を繰下げ可能と仮定している。必要な繰下げ受給期間は、就労収入が途絶した場合の収入と生活扶助基準との差額が繰下げ可能年金額の何倍かを計算した上、繰下げ増額の年率（0.7%×12）である8.4%で割ることで算出している。

出典：厚生労働省「高齢年金受給者実態調査（2017年）」調査票情報に基づき筆者推計。

図3 就労収入途絶による貧困リスク回避に必要な繰下げ受給期間

る。また就労収入途絶に伴う貧困リスクがあり、かつ繰下げ可能な65-69歳がさらに75歳まで就労継続した場合、7割（10年未満計）が貧困リスクを回避可能である。

一方、10年短縮では、この割合は相対的に低く、65-69歳で1割（5年未満計）、70-74歳の3割（10年未満計）、同じく75-79歳の3割（10年未満計）が部分的にでも繰下げ受給をすれば、就労収入途絶に伴う貧困リスクを回避可能である。また同様に就労収入途絶に伴う貧困リスクがあり、かつ繰下げ可能な65-69歳がさらに75歳まで就労継続した場合、3割（10年未満計）が貧困リスク回避可能である。

就労収入途絶に伴う貧困リスクにある場合（表2のカテゴリー〔イ〕と〔ウ〕の合計）を100%として、65歳以降現在まで（75-79歳については75歳まで）もし繰下げていたなら、貧困リスクが回避可能であった者の割合を再計算してみると、25年以上では65-69歳で2割、70-74歳で3割、75-79歳で2割、10年短縮では65-69歳で1割弱、70-74歳および75-79歳で1割強となる。65歳以降、部分的にでも繰下げ受給していたなら、就労収入途絶に伴う貧困リスクを一定程度回避する効果があったことが分かる。

## V 結びにかえて

本稿では、厚生労働省「老齢年金受給者実態調査（2017年）」の個票に基づき、(a) 繰下げ受給の決定要因、(b) 潜在的に繰下げ受給可能な高齢者の割合、(c) 繰下げ受給により就労収入途絶に伴う貧困リスクがどれほど回避されるか検討した。

明らかになった点は主に3つある。

第一に、未婚・離別者、貯蓄額が高く、就労していると繰下げ受給率は高く、病気・高齢等により就労不能、貯蓄額無しあるいは貯蓄額が低いと繰下げ受給率は低い。つまり流動性制約を改善する、就労機会や取り崩せる貯蓄額に恵まれた人々ほど繰下げ受給を選択しやすいと解釈される。また死別を除く無配偶者で繰下げ受給確率が高いのは、加給年金等に関する制度的要因が背景にある可能性もある一方、無配偶であることで、自分だ

けの家計の将来見通しに沿って、より自由に繰下げ受給を選択しやすい、という解釈もありうる。

第二に、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について、部分的にでも繰下げ可能と仮定した場合、4~6割が繰下げ可能である。公的年金額が相対的に低い10年資格期間短縮該当者でも6割前後は繰下げ可能である。部分的にでも潜在的に繰下げ可能な人々は、かなり多く存在しているといえる。

第三に、本人か配偶者に就労収入がある高齢者は65-79歳の老齢年金受給者の約半数を占め、その中、就労収入途絶に伴う貧困リスクがあるのは1割程である。こうした就労収入途絶に伴う貧困リスクがある人々の中、65歳以降、部分的にでも繰下げ受給していたならば、2~3割が貧困リスクを回避可能であった。10年資格期間短縮該当者では1割前後が貧困リスクを回避可能であった。部分的にでも繰下げ受給すると、就労収入途絶に伴う貧困リスクを一定程度回避する効果があることが示された。

政策含意として、第三号被保険者制度や遺族年金制度の恩恵を受けにくい単身女性の貧困率が将来的に急激に上昇していく〔稲垣（2015）〕ことを考えると、未婚者や離別者で実際の繰下げ受給率が高いこと、高齢女性の就業率も趨勢的に上昇していることは、継続就業と繰下げによる貧困リスク回避の可能性を示唆するものと考えられる。とはいえ繰下げ受給による貧困リスク回避可能なのは高くても就労収入のある高齢者の3割程で万能薬ではない。依然として生活保護、年金生活者支援給付金等による所得保障機能は、就労する貧困リスク者の部分繰下げ・就労継続が進んだとしても重要である。

また本稿ではデータ制約上の理由で分析できなかった、将来に対する認知（行動経済学的な認知の歪み等）が繰下げ受給決定に与える影響を明らかにすることや、全国家計構造調査等、より消費支出が詳細に捕捉可能なデータにより追試をおこなうことは今後の課題として残されている。

## 参考文献

- 阿部 彩 (2021)「貧困の長期的動向：相対的貧困率から見えてくるもの」科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究（B））『「貧困学」のフロンティアを構築する研究』報告書。
- 稲垣誠一 (2015)「年金改正・物価上昇が将来の高齢世帯の貧困にもたらす影響」『貧困研究』, No.15, pp.34-44。
- 厚生省 (1998)『国民年金被保険者実態調査（平成8年）』。
- 厚生労働省 (2019a)「2019（令和元）年財政検証関連資料（第9回社会保障審議会年金部会：資料4）」, [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00011.html) (2022年3月1日最終確認)。
- (2019b)「繰下げ制度の柔軟化（第12回社会保障審議会年金部会：資料1）」, [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00014.html) (2022年3月1日確認)。
- (2019c)「年金制度基礎調査（老齢年金受給者実態調査）平成29年」, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450411&tstat=000001021991&cycle=7&class1=000001123395&tclass2val=0> (2022年3月7日最終確認)。
- 厚生労働省年金局 (2021)『令和2年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況』, <https://www.mhlw.go.jp/content/000872907.pdf> (2022年3月1日最終確認)。
- 駒村康平 (2007)「社会保障制度のパラメータに関する分析」『フィナンシャル・レビュー』, Vol. 87, pp.119-139。
- (2009)「公的年金の繰り上げ受給・繰り下げ受給で逆選択は発生しているのか」, 清家篤・駒村康平・山田篤裕編『労働経済学の新展開』, 慶應義塾大学出版会。
- 社会保障審議会年金数理部会 (2016)『平成26年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証（ピアレビュー）』。
- 総務省 (2021)「統計からみた我が国の高齢者：『敬老の日』にちなんで」『統計トピックス（報道資料）』 No.129, <https://www.stat.go.jp/data/topics/pdf/topics129.pdf> (2022年3月1日最終確認)。
- 日本年金機構 (2014)「老齢基礎年金の繰上げ受給・繰下げ受給」, <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8895571/www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=5539および5540> (2022年3月7日最終確認)。
- (2022)「繰下げ受給の上限年齢引上げ（令和4年4月から年金制度が改正されます）」, <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0228.html> (2022年3月1日確認)。
- 山田篤裕 (2012)「雇用と年金の接続：在職老齢年金の就業抑制効果と老齢厚生年金受給資格者の基礎年金繰上げ受給要因に関する分析」『三田学会雑誌』, Vol. 104, No.4, pp.81-99。
- (2018)「生活保護を受給する老齢年金受給者：同居形態、資産、職歴」『年金と経済』, Vol. 37, No. 3, pp.18-28。
- (2020)「高齢者の就業と在職老齢年金・繰上げ受給」『社会政策』, Vol. 12, No. 2, pp.88-100。
- (2021)「受給資格期間短縮が低所得高齢者に与えた影響」『日本年金学会誌』 Vol. 40, pp.4-15。
- Brown, Jeffrey R., Arie Kapteyn, and Olivia S. Mitchell (2016) “Framing and Claiming: How Information-Framing Affects Expected Social Security Claiming Behavior,” *Journal of Risk and Insurance*, Vol. 83, No.1, pp.139-162.
- Burkhauser, Richard (1979) “The Pension Acceptance Decision of Older Workers,” *Journal of Human Resources*, Vol. 14, No. 1, pp.63-75.
- (1980) “The Early Acceptance of Social Security: An Asset Maximization Approach,” *Industrial and Labor Relations Research*, Vol. 33, No. 4, pp.484-492.
- Coile, Courtney, Peter Diamond, Jonathan Gruber and Alain Jouten (2002) “Delays in Claiming Social Security Benefits,” *Journal of Public Economics*, Vol. 84, pp.357-385.
- Guo, Rui, Wei Sun, Jianqiu Wang and Gang Xiao (2020) “Why Do Retired Workers Claim Their Social Security Benefits So Early? A Potential Explanation Based on the Cumulative Prospect Theory,” *Applied Economics*, Vol. 52, No. 5, pp.490-505.
- Gustman, A. L., and T. L. Steinmeier (2005) “The Social Security Early Entitlement Age in a Structural Model of Retirement and Wealth,” *Journal of Public Economics*, Vol. 89, No. 2-3, pp.441-463.
- Hurd, Michael, James Smith and Julie Zissimopoulos (2004) “The Effects of Subjective Survival on Retirement and Social Security Claiming,” *Journal of Applied Econometrics*, Vol. 19, No. 6, pp.761-775.
- Shimizutani, Satoshi and Takashi Oshio (2016) “Public Pension Benefits Claiming Behavior: New Evidence from the Japanese Study on Aging and Retirement,” *The Japanese Economic Review*, Vol. 67, No. 3, pp.235-256.

附表 基礎集計表

	男性			女性		
	計	厚生・共済 年金なし	厚生・共済 年金あり	計	厚生・共済 年金なし	厚生・共済 年金あり
	mean (sd)	mean (sd)	mean (sd)	mean (sd)	mean (sd)	mean (sd)
繰下げ受給 (=1)	0.0176 (0.132)	0.0381 (0.192)	0.0172 (0.130)	0.0131 (0.114)	0.0151 (0.122)	0.0128 (0.112)
年齢	74.76 (6.853)	77.35 (7.370)	74.62 (6.784)	75.49 (7.594)	77.75 (7.438)	75.04 (7.538)
年齢二乗÷100	56.36 (10.54)	60.37 (11.53)	56.14 (10.42)	57.56 (11.86)	61.01 (11.82)	56.88 (11.74)
配偶者以外の同居世帯員あり	0.386 (0.487)	0.453 (0.498)	0.382 (0.486)	0.413 (0.492)	0.419 (0.493)	0.412 (0.492)
配偶状況：未婚	0.0392 (0.194)	0.0360 (0.187)	0.0390 (0.194)	0.0383 (0.192)	0.0196 (0.139)	0.0420 (0.201)
死別	0.0878 (0.283)	0.108 (0.311)	0.0869 (0.282)	0.320 (0.466)	0.187 (0.390)	0.346 (0.476)
離別	0.0392 (0.194)	0 (0)	0.0399 (0.196)	0.0604 (0.238)	0.0286 (0.167)	0.0664 (0.249)
夫より妻の年齢高い	0.0814 (0.273)	0 (0)	0.0822 (0.275)	0.0752 (0.264)	0.0747 (0.263)	0.0754 (0.264)
1941年度以降生まれ	0.610 (0.488)	0.453 (0.498)	0.619 (0.486)	0.583 (0.493)	0.447 (0.497)	0.609 (0.488)
病気・高齢等による就労不能	0.318 (0.466)	0.288 (0.453)	0.318 (0.466)	0.403 (0.490)	0.445 (0.497)	0.394 (0.489)
就労中	0.318 (0.466)	0.487 (0.500)	0.310 (0.463)	0.185 (0.388)	0.167 (0.373)	0.189 (0.391)
厚生・共済年金あり	0.942 (0.233)	0 (0)	1 (0)	0.837 (0.369)	0 (0)	1 (0)
貯蓄：なし	0.0701 (0.255)	0 (0)	0.0697 (0.255)	0.0824 (0.275)	0.0706 (0.256)	0.0845 (0.278)
100万円未満	0.121 (0.326)	0.157 (0.364)	0.120 (0.325)	0.117 (0.321)	0.115 (0.319)	0.117 (0.322)
100～300万円未満	0.160 (0.366)	0 (0)	0.159 (0.365)	0.159 (0.365)	0.146 (0.353)	0.161 (0.367)
300～500万円未満	0.113 (0.317)	0.189 (0.392)	0.112 (0.315)	0.109 (0.312)	0.105 (0.307)	0.110 (0.313)
700～1000万円未満	0.0927 (0.290)	0.0996 (0.300)	0.0939 (0.292)	0.0937 (0.291)	0.0980 (0.297)	0.0926 (0.290)
1000～1500万円未満	0.0826 (0.275)	0.0953 (0.294)	0.0837 (0.277)	0.0750 (0.263)	0.0837 (0.277)	0.0731 (0.260)
1500万円以上	0.212 (0.409)	0.231 (0.422)	0.215 (0.411)	0.180 (0.384)	0.200 (0.400)	0.177 (0.381)
不詳	0.0823 (0.275)	0.146 (0.354)	0.0804 (0.272)	0.117 (0.322)	0.118 (0.322)	0.118 (0.322)
持ち家	0.838 (0.369)	0.894 (0.308)	0.835 (0.371)	0.807 (0.394)	0.865 (0.342)	0.796 (0.403)
N	13,049	472	12,295	15,382	2,449	12,881

出典：厚生労働省「老齢年金受給者実態調査（2017年）」調査票情報に基づき筆者計算。

## **Poverty Risk Among Old-Age Pensioners and the Possibility of “Partial Deferral” of Public Pension Benefits**

YAMADA Atsuhiro\*

### Abstract

This Study examines (a) the determinants of deferral of old-age pension benefits, (b) proportion of older people who could potentially defer benefits, and (c) extent to which deferred benefits reduce the risk of poverty associated with disrupted working income, based on individual level data “Survey of Old-Age Pension Beneficiaries (2017)” conducted by the Ministry of Health, Labor and Welfare. There are three principal findings: First, those who are better off in terms of employment opportunities and savings are more likely to choose deferred benefits. Second, if the portion of income other than the public pension that exceeds the average expenditure can be deferred partially, 40-60% of the people aged 65-79 can defer. Third, approximately half of the old-age pension recipients aged 65-79 have either their own or their spouse’s working income. Among them, approximately 10% are at risk of poverty due to the discontinuation of working income. Among those who are at risk of poverty, 20-30% would have been able to avert poverty risk, if they had deferred their pension withdrawal even partially after the age of 65.

Keywords : Old-Age Pension, Deferred Benefits, Poverty, Employment of the Elderly, Working Income

---

\* Professor, Faculty of Economics, Keio University